2　裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を前条2の規定に従って他方の国に既に通報しているときを除くほか、執行国に次に掲げる文書を提供する。

(a)　判決及び判決の根拠となった法令の写し

(b)　既に刑に服した期間を明示する説明書（裁判の前の拘禁、刑の減免その他刑の執行に関連する事項についての情報に係るものを含む。）

(c)　第三条1(d)に規定する移送についての同意を記載した書面

(d)　適当な場合には、刑を言い渡された者の医療又は社会生活に関する報告書、裁判国における当該刑を言い渡された者の処遇に関する情報及び執行国における移送後の当該刑を言い渡された者の処遇に関する意見に関する文書

3　裁判国又は執行国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

第八条　同意及びその確認

1　裁判国は、第三条1(d)の規定に従って移送について同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。同意の付与に関する手続は、裁判国の法令により規律される。

2　裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従って行われたことを領事又は執行国の指定する他の公務員を通じて確認する機会を与える。

第九条　裁判国に対する移送の効果

1　執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。

2　裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。

第十条　執行国に対する移送の効果

1　執行国は、自国の法令に従い必要な措置をとることにより裁判国の刑の執行を継続する。

2　移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令（拘禁その他の形態の自由の剥奪に服する条件を規律するもの及び仮釈放その他の措置による拘禁その他の形態の自由の剥奪の期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

3　執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

4　もっとも、執行国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する場合には、自国の法令に従い必要な措置をとることにより、裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。執行国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間に関して、裁判国において命ぜられた制裁にできる限り合致するものとする。当該執行国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質又は期間について、裁判国において命ぜられた制裁より重いものであってはならない。

第十一条　特赦、大赦及び減刑

各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第十二条　判決に対する再審

裁判国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

第十三条　刑の執行の終了

執行国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

第十四条　刑の執行に関する情報

執行国は、次に掲げる場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。

(a)　刑の執行が終了したと認める場合

(b)　刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走した場合

(c)　裁判国が刑の執行について特に報告を求める場合

第十五条　言語及び費用

1　移送の要請並びに第五条2から4まで及び第七条に規定する情報及び文書は、それらの宛先となる締約国の言語又は英語により提供する。

2　この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

第十六条　協議

1　両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

2　いずれの一方の締約国も、この条約を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

3　いずれの一方の締約国も、第三条1(a)に規定する自国の国内法の改正について他方の締約国に通報する。

第十七条　効力発生及び終了

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を外交上の経路を通じて与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

4　この条約は、終了の日の前にこの条約の規定に従って移送された者の刑の執行について引き続き適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成し、平成二十七年一月九日（イラン暦千三百九十三年デイ月十九日及び二千十五年一月九日に相当する。）に東京で、平成二十七年一月十日（イラン暦千三百九十三年デイ月二十日及び二千十五年一月十日に相当する。）にテヘランで署名した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
岸田文雄

イラン・イスラム共和国のために
モスタファー・プールモハンマディ

法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三